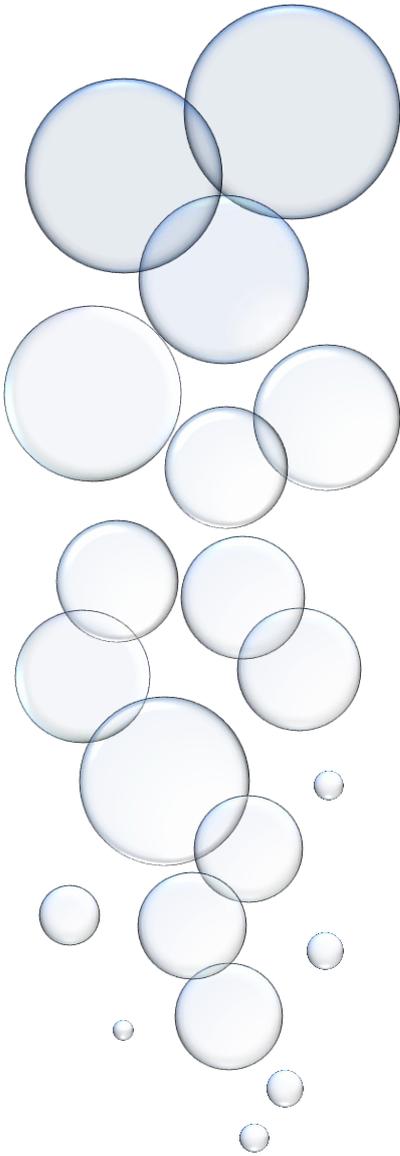




上尾市 行政改革プラン (第10次)



推進期間

令和8年度～12年度

令和8(2026)年3月

上尾市

上尾市行政改革プラン(第10次)策定にあたって



本市におきましては、これまで、少子高齢化の進行や公共施設の老朽化への対応など、財政需要が増していく中でも、市民サービスの維持・向上に努めてまいりました。

概ね 23 万人を維持している本市の人口も、中長期的には減少局面に転ずることが避けられない見通しであり、今後市税収入の大幅な増加を見込むことは難しい状況と予測されます。

さらに、世界的なインフレ傾向はわが国にも及んでおり、円安によるエネルギー・原材料の輸入コストの増加、国内の人手不足や物流コストの上昇など、複合的な要因による物価高は、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼしています。

一方、そのような状況にあっても、市は複雑・多様化する市民のニーズを的確に捉え、新しい時代に向けた重要課題に積極的に取り組むとともに、将来を見据えた各種事業を継続して推進していかなければなりません。行政改革については、これまでもさまざまな取組を実施してきたところですが、持続可能な市政運営とするため、この先の5年間は改革を深化させる重要な期間になるものと認識しております。

今回策定した上尾市行政改革プランでは、「社会の変化に対応した市民サービスの向上」「効率的・効果的な行政運営」「職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上」の3つを基本方針に掲げ、多くの行政改革に見られるコスト削減にとどまらず、改革の担い手である職員が能力を最大限に発揮するための環境づくりといった新たな方針も掲げております。

このプランを実現するため、職員はもとより、市議会、市民の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、全力で行政改革を推進してまいります。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重な意見や提言をいただいた上尾市行政改革推進委員並びに市民の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月



上尾市長 富士 稔

目次

第10次行政改革大綱	1
■ 1 新たな行政改革プラン策定の趣旨	1
■ 2 基本方針	2
■ 3 推進期間	3
■ 4 プランの構成	3
■ 5 推進体制	4
■ 6 進捗管理	5
第10次行政改革実施計画	6
基本方針1 社会の変化に対応した市民サービスの向上	7
基本方針2 効率的・効果的な行政運営	8
基本方針3 職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上	10
SDGs について	11
参 考 資 料	12
1 現在までの行政改革の取組経過	13
2 行政改革プランについての検討状況	19
3 上尾市行政改革推進委員会委員	20
4 定員管理(職員数)の状況	21
5 財政収支の実績及び見通し	22
6 上尾市行政改革推進委員会条例	24
7 上尾市行政改革推進本部設置規程	26

第10次行政改革大綱

■ 1 新たな行政改革プラン策定の趣旨

(1) これまでの取組

本市では、昭和 50（1975）年以降、民間活力の活用や定員及び給与の適正化を含め継続して行政改革に取り組んできました。直近では、令和 3 年 3 月に策定した「上尾市行政改革プラン」〔計画期間：令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度〕に基づき、

- ① 行政サービスの向上
- ② スマート自治体
- ③ コスト削減

という 3 つの基本方針により、財政面の効果を求めるだけでなく、今後見込まれる人口減少や新たな情報技術に対応した行政改革を進めてきました。

この計画期間における具体的な取組として、新たなデジタルツールを活用したオンライン申請の実現、新たな土日開庁業務の実現や所属外の業務に一時的に従事することができる制度の試行による柔軟な職員配置などを実施し、市民サービスの向上や効率的な行政運営に一定の成果を挙げています。

また、「上尾市行政改革プラン」の取組による令和 3 年度から令和 6 年度の 4 年間での効果額は、累計で約 7.8 億円となっています。

(2) 本市を取り巻く状況と行政改革の必要性

本市の人口は、令和 4（2022）年をピークに現在までほぼ横ばいで推移していますが、将来の人口推計においては今後減少が続くことが見込まれています。

年齢構造の割合も、現状 65 歳以上の高齢者人口が約 28%であるのに対し、およそ 15 年後の令和 22（2040）年には約 37%に上昇することが推定されています。こうした人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化、労働力人口の減少に起因する、いわゆる 2040 年問題は、将来の施策やまちづくりを考えるうえで、大きな課題となっています。

また、少子高齢化の進展は全国的な課題であり、本市でも生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少することを踏まえると、市の歳入の根幹である市税の大幅な増収を見込むことは難しい状況となることが予測されます。

一方、歳出においては、社会情勢や 65 歳以上の高齢者人口の増加などに伴い、介護、障がいのある人、生活困窮者等を福祉の面から支える扶助費の更なる増加が見込まれるほか、高度経済成長期に整備された公共建築物及びインフラ施設の老朽化に伴う修繕や更新等が必要になるなど、徐々に厳しくなるもの

と予測されます。

市民サービスを担う本市の職員数は「上尾市定員適正化計画」を順調に運用したことにより、平成 8（1996）年度のピーク時（1,742 人）から平成 28（2016）年度までに 330 人以上減少し、その後は令和 5（2023）年度の消防広域化に伴う増加を除き、横ばいとなっています。

以上の本市を取り巻く状況を踏まえ、持続可能な行政運営を目指す必要があります。そのため、今後の行政改革の指針として、前計画期間に引き続き上尾市行政改革プランを策定し、全庁を挙げて改革に取り組むこととします。

■ 2 基本方針

本市を取り巻く状況は、行政サービスを提供するための経営資源が制約されることなどから、今後も厳しい状況が続くと考えられます。

そのような状況においても、行政サービスを低下させることなく、増え続けるさまざまな行政需要に対応し、継続的かつ効果的に行政サービスを提供していかねばなりません。

そこで、本市ではこれからの時代を見据え、以下の3つを行政改革の基本方針として掲げ、方向性を明確化することで、改革をより実効性のあるものとし、果敢に実行していきます。

【基本方針 1】 社会の変化に対応した市民サービスの向上

進歩が著しい ICT 技術等の活用により窓口サービスの向上を図るとともに、既存の枠組みに捉われず、新たな発想・工夫に基づく取組の推進により、市民生活の様々な場面において各種サービスの充実を図り、複雑化、多様化する市民ニーズに 대응していきます。

【基本方針 2】 効率的・効果的な行政運営

職員が自ら担うべき業務の範囲を見直し、政策の企画・立案や相談業務等を職員が重点的に行えるよう、定型業務の民間委託化や更なる生産性向上に向けた業務プロセスの構築等を推進するとともに、AI を含めたデジタルツールなどの先進技術を活用した業務の効率化や省力化・簡素化を図ります。

また、安定的に市民生活を支えることができるよう、行政経営基盤の強化に取り組めます。

【基本方針 3】 職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上

職員一人ひとりが、それぞれの役割と能力を最大限に発揮し、高い意欲を持って果敢に行政課題や業務改革に取り組むことができるよう、働き方改革の視

点を取り入れたワークスタイルを推進します。併せて行政課題に迅速・効果的に適応できる組織づくりを進めることで、行政経営の質を向上させます。

行政改革の多くは、行政コストの削減や財政健全化といった観点からその取組を実施しています。本市では、その観点を踏まえながらも、行政改革の担い手となる職員の置かれている状況の改善を図ることで、更なる改革の推進につながると考えることから、本プランでは「職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上」を改革の基本目標の一つとしています。

行政改革の3つの基本方針

1 社会の変化に対応した市民サービスの向上

2 効率的・効果的な行政運営

3 職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上

■ 3 推進期間

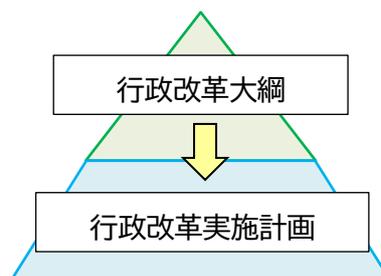
上尾市行政改革プランの推進期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの5年間とします。

■ 4 プランの構成

上尾市行政改革プランは、「行政改革大綱」と「行政改革実施計画」により構成します。

このうち行政改革大綱は、今後 5 年間において取り組む行政改革の基本方針、推進体制等、改革を推進するにあたっての基本的な事項を規定します。

一方、行政改革実施計画は、大綱に掲げた基本方針に基づき、推進期間中の5年間に具体的に改革すべき取組を項目ごとに示します。



■ 5 推進体制

行政改革の推進にあたっては、次の体制で行います。

①上尾市行政改革推進委員会

市民参画による行政改革大綱及び実施計画の調査審議・進行管理機関

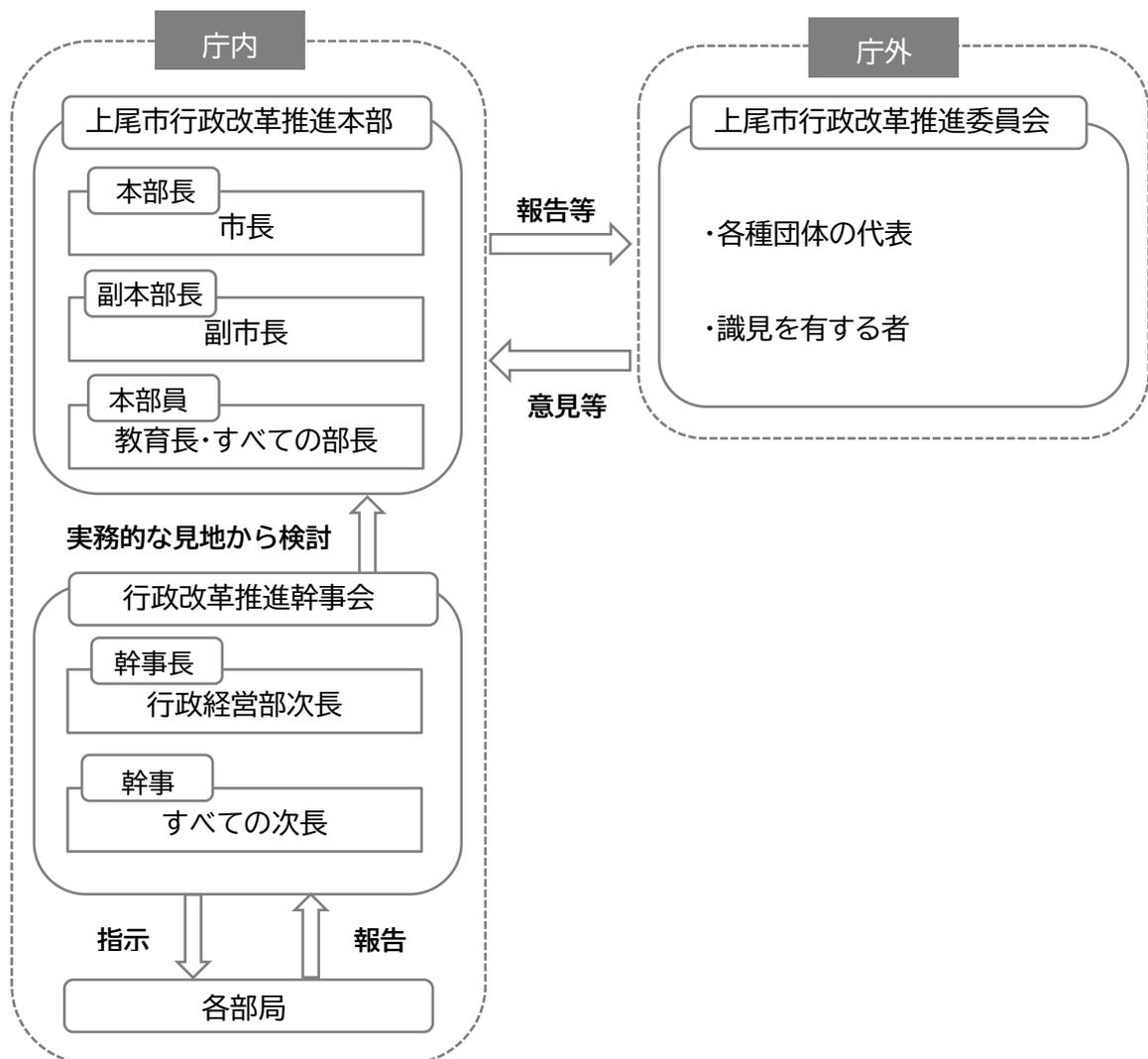
②上尾市行政改革推進本部

行政改革に関する意思決定及び推進機関

③行政改革推進幹事会

行政改革推進本部の下に設置され、関係事項について実務的な見地から検討を行うとともに部内の各課と調整を行う。

[推進体制の概略図]



■ 6 進捗管理

上尾市行政改革プランは、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいた進捗管理を行います。具体的には、上尾市行政改革推進本部や行政改革推進幹事会において、毎年度、改革の進捗状況や成果を評価するとともに、その結果を各種団体の代表や識見を有する者で構成する上尾市行政改革推進委員会に報告し、助言等を得ながら、改革の更なる充実を図っていきます。

また、行政改革の進捗状況については、市ホームページ上で市民に公表し、透明性、信頼性の確保に努めます。

第10次行政改革実施計画

第10次行政改革大綱に掲げた基本方針に基づき、推進期間中〔令和8（2026）年度～令和12（2030）年度〕に具体的に改革すべき取組を項目ごとに示すものです。改革すべき事業や内容であっても、個別に策定している計画によって進めている場合は、原則として本計画の対象から除いています。

また、推進期間中に実施する進捗管理において、年度目標の見直し等を行う予定です。

【各取組項目について】

●現状と課題

改革が必要となった背景や、課題について示したものの。

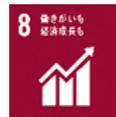
●対象所属

改革を主として実施する所属を示したものの。

●改革戦略（取組内容）

5年間の推進期間で取り組むべき内容を示したものの。

基本方針 1 社会の変化に対応した市民サービスの向上



1 上尾市 ICT 化推進計画の着実な実施

現状と課題	市民がいつでも、どこでも、簡単に行政サービスの利用や手続きが行えるよう、新たなデジタルツールを活用し、市民サービスの向上に取り組む必要がある。 併せて、デジタル化等による行政事務の効率化にも取り組む必要がある。
対象所属	全庁（IT 推進課）
改革戦略 （取組内容）	上尾市 ICT 化推進計画に沿って、行政手続きのオンライン化等により、更なる市民サービスの向上を図るとともに、新たなデジタル技術の活用やシステム標準化(※)による行政事務の効率化に着実に取り組んでいく。

※システム標準化：各自治体における住民基本台帳、個人住民税などの 20 業務の情報システムを標準基準に適合した標準準拠システムへ移行すること

2 便利な窓口の実現 ★

現状と課題	申請等の項目が多く、記入に時間を要することが窓口での手続きを遅滞させる要因の一つとなっている。待ち時間を解消し、市民の負担を軽減するため、システムの導入等により手続きの簡略化・効率化を図り、窓口の利便性を高める必要がある。
対象所属	IT 推進課、市民課、証明書発行センターほか窓口所属
改革戦略 （取組内容）	ICT 技術や市が把握している住民情報などを活用し、手書き項目を極力なくす「書かない窓口」の実現を検討する。

3 総合的なコールセンターの導入 ★

現状と課題	市の代表電話への問合せは内容が多岐にわたり、その都度担当課へ引き継がれ対応している。そのため、回答まで一定の待ち時間が発生するほか、担当課に引き継がれるまでに複数の部署を経由することもあり、余計な時間を要することがある。また、定型的な問合せも全て担当課の職員で対応することから、職員の時間外勤務を増やす要因となっている。
対象所属	行政経営課、総務課
改革戦略 （取組内容）	市民から頻繁に問い合わせのある定型的な質問について、一元的に回答できる総合的なコールセンターの設置について検討する。

基本方針2 効率的・効果的な行政運営



4 相談業務へのAI技術活用 ★

現状と課題	担当課によっては市民から多数の相談が寄せられ、適宜相談内容を記録しているが、相談対応後の記録票作成に時間を要することや、記録票の内容が作成する職員によって均一となっていないことなどの課題がある。
対象所属	IT推進課、こども家庭保健課、健康増進課、高齢介護課、障害福祉課、生活支援課
改革戦略 (取組内容)	AI音声認識技術やデータ分析技術を用いて、相談内容から自動で相談記録票を作成するシステムの導入を検討する。

5 アナログ規制の見直し ★

現状と課題	市における規制や運用ルールが、書面等のアナログ的な手段を前提として定められており、申請手続き等の合理化が図られていないものがあることから、デジタル技術の活用によるアナログ規制の見直しに取り組む必要がある。
対象所属	全庁（行政経営課、総務課、IT推進課）
改革戦略 (取組内容)	条例や規則等からアナログ規制となっている条文を洗い出し、例規等の改正に向けた検討を行う。

6 所管業務の見直し ★

現状と課題	社会情勢の変化により、今後行政課題が多様化し業務量が増えていく一方で、職員の確保は困難となっていくことが予想される。こうした状況の中で、各課の所管する業務（各課で策定している計画や会議体等を含む）について、効率化・スリム化を図り、真に不可欠となる業務やサービスの実施を検討していく必要がある。
対象所属	全庁（行政経営課）
改革戦略 (取組内容)	所管する業務について、現在も必須な業務であるか、業務の重複が生じていないか、実施回数が適正であるか等の視点から全庁的に洗い出しを行い、業務の廃止も含めた実施方法の変更等の見直しを進める。

7 民間活力の活用 ★

現状と課題	今後も財政的・人的資源が限られることが見込まれる中で、効果的・効率的かつ安定的に行政サービスを提供していくため、民間活力の活用を推進していく必要がある。
対象所属	全庁（高齢介護課）
改革戦略 （取組内容）	介護認定業務など、民間活力の活用が可能な業務について、委託化を検討する。

8 ペーパーレス化の推進

現状と課題	電子決裁システムの導入や無線 LAN 環境の整備を行ったことにより、ペーパーレス化は一定程度進んだが、更なるペーパーレス化の取組を進めていく必要がある。
対象所属	総務課、IT 推進課、契約検査課、財政課
改革戦略 （取組内容）	引き続き、コピー機やプリンターの使用を抑制するとともに、現在、電子決裁の対象となっていない文書のシステムの導入等について検討する。

9 税外収入の更なる確保 ★

現状と課題	財源確保や行政資源の有効活用のため、ふるさと納税、市有施設等に愛称を付与するネーミングライツ、広報誌や市ホームページ等への有料広告等の取組を行っている。引き続き、新規契約者等の獲得に向け PR の強化など、積極的な取組が求められている。
対象所属	全庁（広報広聴課、行政経営課、財政課）
改革戦略 （取組内容）	様々な取組を実施し、税外収入の更なる確保に取り組む。

基本方針3 職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上



10 快適な庁舎環境の整備 ★

現状と課題	一部の部署では、空間的な制約により、繁忙期等に窓口や相談スペースが不足する状況や、執務室に事務机が密集し、執務室内の室温管理等がしづらい状況となっている。また、全庁的に打合せ場所や会議室が不足している状況であり、庁舎環境の見直しが必要である。
対象所属	行政経営課、施設課、総務課、職員課
改革戦略 (取組内容)	ペーパーレス化の推進と合わせて、執務室のキャビネット配置等を見直し、ゆとりある窓口空間や快適な執務室への整備を行う。また、他の公共施設等の活用も含め、庁舎外で執務室や会議室等として利用できる場所の確保についても検討する。

11 多様な働き方の促進 ★

現状と課題	現在職員の多くは固定された勤務時間での勤務となっているが、ライフスタイルや仕事に対する価値観も多様化していることから、それぞれのライフステージに応じた働き方を選択できるようにする必要がある。また、退職者数の増加の一方で採用倍率が低下していることから、魅力ある職場環境づくりが求められている。
対象所属	職員課
改革戦略 (取組内容)	週休3日制の導入など、職員の多様な働き方に資する方策について検討する。

12 組織・人員配置の見直し ★

現状と課題	社会情勢が常に変化している中で、行政課題も変化することから、業務内容や業務量等を把握し、限られた人材で行政課題に対応するための最適な組織・人員配置の体制を構築することが必要である。
対象所属	全庁（行政経営課、職員課）
改革戦略 (取組内容)	必要に応じ、組織の再編や課内室の設置を行うとともに、適正な人員配置を図っていく。

SDGs について

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念の下、発展途上国も先進国も含めた全世界の国々だけでなく、企業や自治体、コミュニティ、個人も目標達成に向けて重要な役割を担っています。また、「経済成長」「産業基盤」「パートナーシップ」など、17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、多様な領域における取組が進められています。

本市でも上尾市総合計画の中でテーマごとに SDGs の 17 のゴールの中から該当するものを表示しており、本プランでも基本方針ごとに表示しています。

SDGs の 17 のゴール			
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

参 考 资 料

1 現在までの行政改革の取組経過

第1次行政改革

昭和50年、行財政研究対策委員会を設置し、庁内で使用料・手数料等の見直し、保育料・道路占用料の引上げ、歳出の削減について見直しを行う。

第2次行政改革

昭和56年11月、上尾市行政改革推進会議を庁内に設置。

主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
 - ② 定員・職制の合理化
 - ③ 給与水準のあり方の検討
 - ④ 歳入確保の方策
 - ⑤ 歳出の合理化方策
- について検討を行う。

昭和59年3月、昭和59年度における検討課題と取組を決定。

主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
 - ② 事務処理の効率化
 - ③ 事務事業の外部委託
 - ④ 定員・職制の合理化
 - ⑤ 給与水準のあり方の検討
 - ⑥ 職員資質の向上
 - ⑦ 税収の確保
 - ⑧ 使用料・手数料及び補助金の見直し
 - ⑨ 中長期財政見通しの策定
 - ⑩ 歳出の合理化方策
- について検討を行う。

第3次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」（昭和60年1月22日自治省）により、昭和60年11月に上尾市行政改革大綱を策定。

（1）基本方針

「市民参加・市民本位の市政」を堅持しつつ、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本に行財政の再編整備に努め、「上尾市総合計画」を柱とした計画的な行財政運営を推進する。

(2) 推進体制

- ①行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）
市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、
参与、部長及び部長相当職により構成
- ②行政改革推進本部検討部会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行
い、課題別分科会、全体会を開催）
企画財政部次長を部会長、総務部次長を副部会長とし、企画調整課長、
財政課長、行政課長、職員課長及び各部主幹職により構成
- ③部単位の行政改革推進会議（各部単位で行政改革事項を検討）
各部次長をリーダー、各部主幹をサブリーダーとし、各課代表者により
構成
- ④行政改革懇談会の設置（市民の理解と協力を得るための懇談会を開催）
市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

(3) 取組期間

昭和60年11月から3年間（大綱に掲げる主な取組計画）

第4次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」（平成6年
10月7日自治省）により、平成8年8月に上尾市行政リストラ大綱を策定。

(1) 基本方針

- ①限りある財源を的確な行政目標と適正な手段で再配分する。
 - ・事務事業の見直し
 - ・各種公共施設の設置・管理運営のあり方を見直し
 - ・受益者負担（使用料・手数料）の適正・公正な運用
 - ・補助金行政の見直し
 - ・給付（金銭・マンパワー）行政の再構築
 - ・積極的な民間委託の活用
- ②市民と行政の新たなる関係を構築し、開かれた行政を実現する。
 - ・広聴システムの拡充
 - ・情報公開制度の整備
 - ・行政手続きの簡素化と透明性の向上
 - ・行政広報の充実
 - ・市民参加と市民活動の促進
- ③地方自治体としての体力及び能力を向上する
 - ・時代に即応した組織機構の再編成
 - ・最小の人員で最大の効果が発揮できる職員定数の実現
 - ・市民の理解と支持が得られる給与制度の確立
 - ・情報化による市民サービスと事務能率の向上

- ・職員能力の開発と最大発揮の推進
- ・国・県からの権限と財源の移譲を積極的に取り組み
- ・生活圏に整合する都市行政の展開

(2) 推進体制

- ①行政リストラ推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）
市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長の職にあるものにより構成
- ②行政リストラマネージャー会議（推進本部のもと関係事項の調査検討を行い、課題別分科会、全体会を開催）
企画財政部次長をリーダー、総務部次長をサブリーダーとし、各部次長の職にあるもの及び政策企画室長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成
- ③行政リストラ推進委員会（大綱の策定、行革の計画的推進に関し市民による意見具申を行うための委員会）
市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

(3) 取組期間

平成8年度から平成12年度までの5年間

第5次行政改革

「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」自治省（平成9年11月14日）に沿って、平成12年度までの現行行政リストラ大綱の見直しを行い、平成13年2月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

(1) 基本方針

- ①市民に開かれた市政の推進
- ②地方分権の時代にふさわしい市の役割と責任分野の明確化
- ③スリムで弾力性に富んだ行政運営体制の構築と職員の意識改革の推進
- ④弾力性に富む財政運営の実現に向けた財政構造改革の推進

(2) 行政改革推進上の主要事項

- ①事務事業の見直し
- ②組織・機構の見直し
- ③外郭団体の見直し
- ④定員及び給与の適正化の推進
- ⑤人材の育成・確保の推進
- ⑥行政の情報化等行政サービスの向上
- ⑦公正の確保と透明性の向上
- ⑧経費の節減合理化等財政の健全化推進
- ⑨会館等公共施設でのサービスの向上

⑩公共工事の見直し

⑪広域行政による連携

(3) 推進体制

①行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）

市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長の職にあるものにより構成

②行政改革推進幹事会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行う）

企画財政部次長をリーダー、総務部次長を幹事長とし、各部次長の職にあるもの及び総合政策課長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成

③行政改革推進委員会（市長の諮問に応じて、大綱の策定、行革の計画的推進に関し調査審議するための委員会）

各種団体の代表者、有識者を含めた市民12人で構成

(4) 取組期間

平成13年度から平成17年度までの5年間

第6次行政改革

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」総務省（平成17年3月29日）に沿って、平成17年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成18年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

(1) 基本理念

①市民との協働による市政の推進

②効率的で質の高い行政経営

③職員の意識改革と能力開発

④自主性・自律性の高い財政運営

(2) 行政改革の基本方針

①市民、NPO、企業等地域の多様な主体との協働を進め、それぞれが持つ発想と意欲を公共領域に活かすことにより、多元的で質の高い市民サービスを実現する。

②積極的な情報提供による透明性の高い行政運営を推進し、市民の信頼にこたえる効率的な行政システムを確立する。

③人材育成基本方針に基づいて、地域の将来を見据え、長期的な視点に立って意欲的に改革に取り組む職員の育成を図る。

④財源、人材等の経営資源配分の重点化を図ることにより、自主性・自律性の高い財政運営と財政基盤を確立し、市政の持続的発展を推進する。

(3) 行政改革推進の主要事項

①行政の担うべき役割の重点化

②行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- ③定員管理及び給与の適正化等
 - ④人材育成の推進
 - ⑤公正の確保と透明性の向上
 - ⑥電子自治体の推進
 - ⑦自主性・自律性の高い財政運営の確保
 - ⑧市議会
- (4) 推進期間
平成18年度から平成22年度までの5年間

第7次行政改革

行政を取り巻く状況から、継続的な行政改革の推進が必要であるため、平成22年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成22年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

- (1) 基本方針
- ①市民との協働による市政の推進
 - ②効率的で質の高い行政経営
 - ③特別会計や第三セクター等の改革の推進
 - ④自主性・自律性の高い財政運営
- (2) 行政改革の主要事項（6つの柱）
- ①行政の担うべき役割の重点化（事務事業の整理・再編）
 - ②地域協働と民間委託等の推進
 - ③行政の効率化・最適化（行政内部の効率化と広域行政）
 - ④定員管理及び給与の適正化等
 - ⑤特別会計・第三セクター等の経営改善
 - ⑥自主財源の確保
- (3) 推進期間
平成23年度から平成27年度までの5年間

第8次行政改革

「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」総務省（平成27年8月28日）に沿って、平成27年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成28年3月に新たな「上尾市行政改革大綱」を策定。

- (1) 基本方針
- 質の高い行政サービスの提供
 - 持続性のある財政基盤の確立
- (2) 実施計画の基本方針
- ①事業主体の多様化
 - ・市民・NPOとの協働

- ・民間事業者への委託
 - ・他自治体との連携
 - ②歳出全般の効率化
 - ・事務事業の統廃合
 - ・事務事業の効率化
 - ・特別会計・関連団体の経営改善
 - ③財源確保の強化
 - ・広告掲載の推進
 - ・財産活用と付加価値創造の推進
 - ・受益者負担の適正化
- (3) 推進期間
平成28年度から令和2年度までの5年間

第9次行政改革

「持続可能な行政運営」を改革ビジョンとして掲げ、財政面の効果を求めるだけでなく、今後見込まれる人口減少や新たな情報技術に対応した行政改革とし、名称も「上尾市行政改革プラン」に改め、令和3年3月に策定。

- (1) 基本方針
- 行政サービスの向上
 - スマート自治体
 - コスト削減
- (2) 改革の柱
- ①上尾版 Society5.0 への取組
 - ②効果的・効率的な行政運営
 - ③民間活力の活用
 - ④自立性のある行政運営
 - ⑤経営改善への取組
 - ⑥柔軟かつ適正な組織

第10次行政改革

今まで取組を進めてきた行政コストの削減や財政健全化といった観点とともに、行政サービスの向上や行政改革の担い手となる職員の置かれている状況の改善を図ることも踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げた新たな「上尾市行政改革プラン（第10次）」を令和8年3月に策定。

基本方針

- ①社会の変化に対応した市民サービスの向上
- ②効率的・効果的な行政運営
- ③職員が働きやすい環境づくりと組織力の向上

2 行政改革プランについての検討状況

1 行政改革推進委員会

- 第1回行政改革推進委員会 (令和 7年 8月18日)
- 第2回行政改革推進委員会 (令和 7年11月20日)
- 第3回行政改革推進委員会 (令和 8年 2月12日)

2 行政改革推進本部会議

- 第1回行政改革推進本部会議 (令和 7年 8月 4日)
- 第2回行政改革推進本部会議 (令和 7年11月 4日)
- 第3回行政改革推進本部会議 (令和 8年 2月 2日)

3 行政改革推進幹事会

- 第1回行政改革推進幹事会 (令和 7年 6月30日)
- 第2回行政改革推進幹事会 (令和 7年10月14日)
- 第3回行政改革推進幹事会 (令和 8年 1月26日)

4 その他

- ・市民コメント制度による意見募集
(令和 7年 12月 9日 ~ 令和 8年 1月 8日)

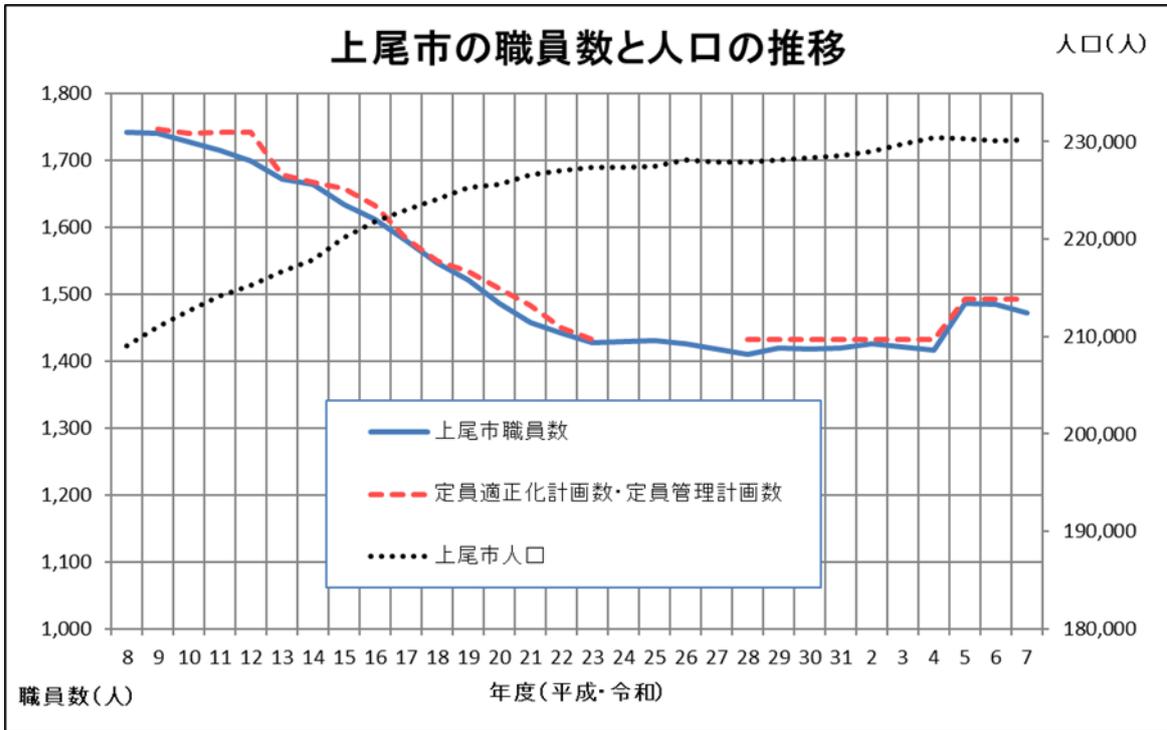
3 上尾市行政改革推進委員会委員

令和8年3月現在

分類・区分・所属等50音順（敬称略）

分類	氏名	所属等	区分
委員長	いのうえ しげる 井上 繁	元常磐大学大学院 教授	2号委員 (識見を有する者)
副委員長	みいだ はるひろ 三井田 晴宏	上尾商工会議所 専務理事	1号委員 (各種団体の代表)
委員	みやかわ えいこ 宮川 英子	上尾市コミュニティ推進会議 監事	1号委員 (各種団体の代表)
委員	やしま ゆみこ 矢島 由美子	公益社団法人上尾法人会 女性部会 幹事	1号委員 (各種団体の代表)
委員	いちむら えいいち 市村 英一	さいたま農業協同組合 上尾地区代表理事	1号委員 (各種団体の代表)
委員	いのうえ かずと 井上 和人	井上スパイス工業株式会社 代表取締役会長	2号委員 (識見を有する者)
委員	とみなが よしまさ 富永 吉昌	株式会社富吉 代表取締役	2号委員 (識見を有する者)
委員	やない たかし 矢内 孝司	県央地域振興センター 副所長(兼)地域調整幹	2号委員 (識見を有する者)
委員	やまだ ひとみ 山田 ひとみ	聖学院大学 准教授	2号委員 (識見を有する者)
委員	つちや よしこ 土屋 佳子	税理士	2号委員 (識見を有する者)

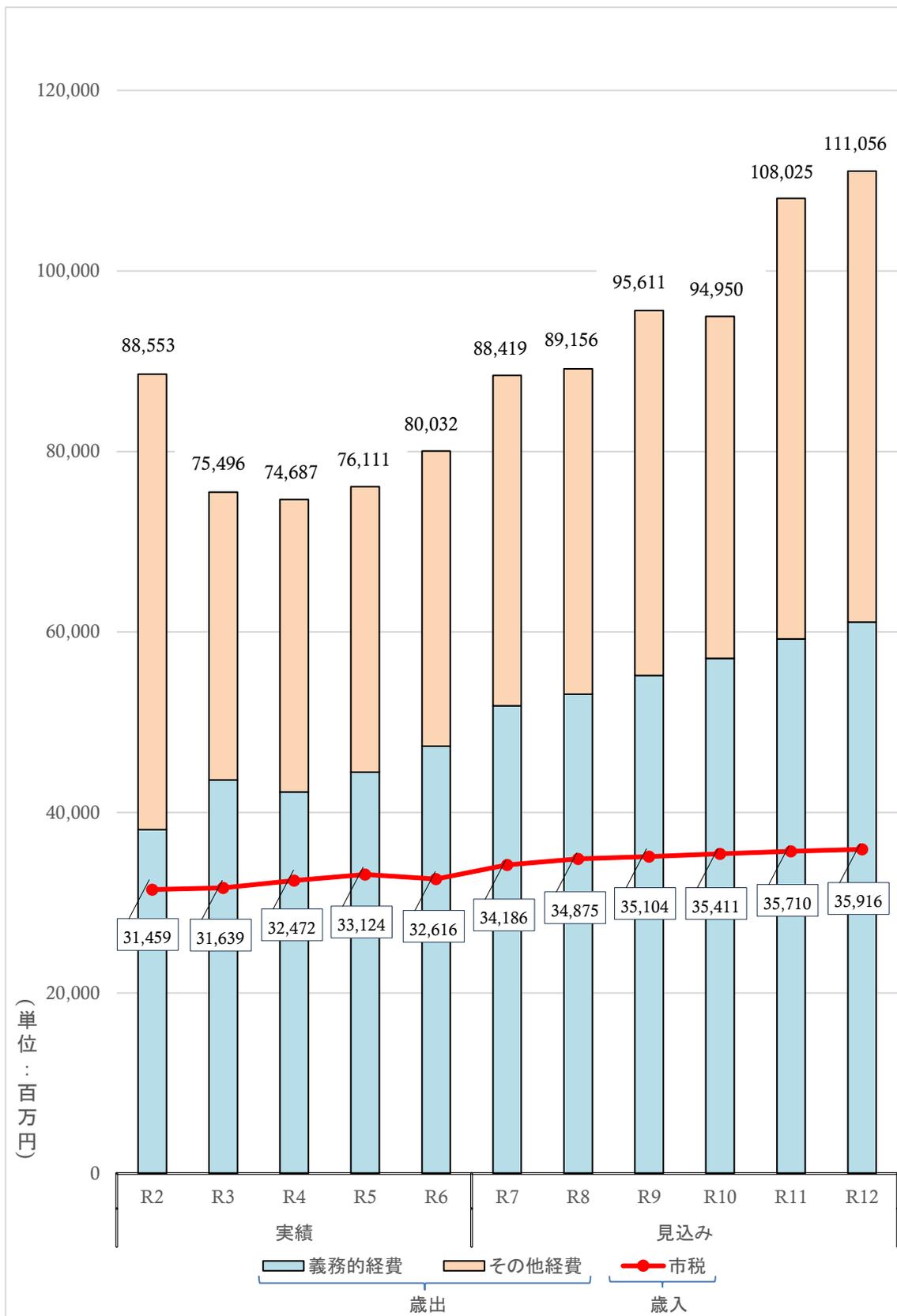
4 定員管理(職員数)の状況



出典：上尾市定員管理計画

※ 令和5年度の消防広域化に伴う増を除く。

5 財政収支の実績及び見通し



参考資料：財政課資料

単位：百万円

		歳入						
		市税	地方譲 与税等	地方 交付税	国・県 支出金	市債	その他	歳入 合計
実績	R2	31,459	5,755	4,884	42,256	2,815	4,923	92,092
	R3	31,639	6,638	7,380	24,505	3,561	6,186	79,909
	R4	32,472	6,696	5,751	22,576	3,391	7,255	78,141
	R5	33,124	6,760	5,928	22,570	2,823	8,333	79,538
	R6	32,616	8,400	6,525	24,723	2,477	9,035	83,776
見込	R7	34,186	6,767	5,522	25,331	5,867	6,413	84,086
	R8	34,875	6,990	5,447	25,658	5,593	6,413	84,976
	R9	35,104	7,053	5,639	27,388	9,069	6,413	90,666
	R10	35,411	7,117	5,797	28,818	5,967	6,412	89,522
	R11	35,710	7,174	5,991	32,366	13,555	6,413	101,209
	R12	35,916	7,231	6,284	33,908	13,721	6,413	103,473

単位：百万円

		歳出							
		義務的 経費	人件 費	扶助 費	公債 費	そ の 他 経 費	普通 建設 事業 費	その他	歳出 合計
実績	R2								
	R3	43,615	11,900	25,217	6,498	31,881	5,782	26,099	75,496
	R4	42,277	12,204	23,415	6,658	32,410	6,568	25,842	74,687
	R5	44,473	13,037	24,853	6,583	31,638	5,100	26,538	76,111
	R6	47,340	13,588	27,343	6,409	32,692	6,149	26,543	80,032
	見込	R7	51,828	15,333	30,143	6,352	36,591	9,114	27,477
R8		53,122	15,373	31,665	6,084	36,034	7,615	28,419	89,156
R9		55,169	15,708	33,281	6,180	40,442	11,194	29,248	95,611
R10		57,065	15,708	34,996	6,361	37,885	7,783	30,102	94,950
R11		59,221	16,024	36,819	6,378	48,804	17,824	30,980	108,025
R12		61,088	15,939	38,754	6,395	49,968	18,084	31,884	111,056

6 上尾市行政改革推進委員会条例

平成7年6月21日条例第14号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行政の実現を推進するため、上尾市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革大綱の計画的推進に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成12年条例第7号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の上尾市行政リストラ推進委員会条例(次項において「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員に委嘱されている者は、改正後の上尾市行政改革推進委員会条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員長又は副委員長に定められている者は、改正後の条例第5条第1項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員長又は副委員長に定められたものとみなす。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成13年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

7 上尾市行政改革推進本部設置規程

平成 23 年 3 月 7 日

市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第 1 号

本庁

出先機関

上尾市消防本部

上尾市水道部

上尾市議会事務局

上尾市教育委員会事務局

市立教育機関

上尾市行政改革推進本部

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、上尾市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成等)

第 3 条 本部長は、市長とする。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第 5 条 本部長は、第 2 条各号に掲げる事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するため必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(行政改革推進幹事会)

第 6 条 本部に、次に掲げる事務を行わせるため、行政改革推進幹事会（以下「幹

事会」という。)を置く。

- (1) 所掌事務に関し実務的な見地から検討を行うこと。
- (2) 本部の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議すること。
- (3) その他行政改革を全庁的に推進するに当たり必要となる事務

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、行政経営部次長（行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長）の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

6 前条の規定は、幹事長について準用する。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月27日市・消本・水事・議会・教委教育長訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月22日市・消本・水事・議会・教委教育長訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日市・消本・水事・議会・教委教育長訓令第2号）

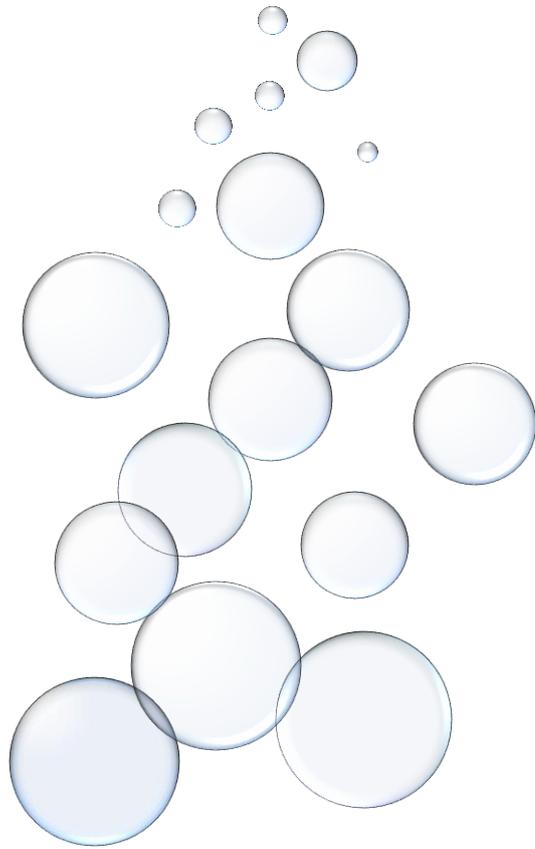
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 こども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

別表第2（第6条関係）

市長政策室次長 行政経営部次長（幹事長であるものを除く。） 総務部次長 こども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長



上尾市行政改革プラン

令和8年3月

上尾市行政改革推進本部

上尾市行政経営部行政経営課